

補助金概要調書

補助金名	身体障がい者自動車改造費補助金			
所管部課	福祉保健部障がい者支援課 (TEL 23 - 5153(直通))			
補助対象者	米子市在住の身体障害者			
補助開始年度	平成12年度			
交付目的	身体障がい者が自ら自動車の運転ができるように自動車を改造する場合の費用の一部を助成することにより、身体障がい者の社会参加や社会復帰の促進に寄与することを目的とする。			
補助金額と過去の補助実績 ()は一般財源額	H17年度実績	H18年度実績	H19年度実績	H20年度予算額
	455千円 (113)千円	400千円 (100)千円	513千円 (128)千円	800千円 (200)千円
補助事業の内容	身体障害者で、自己の所有する自動車の手動装置等の一部を改造することにより、自らが運転でき、社会参加が見込まれる者に対しその経費を助成する。			
補助事業に係る経費	補助事業の全体経費	1,280千円		
	内補助対象経費	1,280千円		
	補助対象経費の内訳	手動装置等の改造費		
補助金額の算出方法	補助率、補助額の考え方	自動車改造に直接要した経費		
	限度額	(有) 1件あたり100千円		
補助金の財源等	市単独	一般財源	特定財源	
	国県等 協調	直接補助	国 / 県 / 市 / その他() /	
		間接補助	国 2/4 県 1/4 市 1/4 その他() /	
補助事業の効果及び効果の検証方法等	障がい者の外出手段を確保することにより、障がい者が積極的に社会参加をしたり、就労を含めた社会復帰を促進することができる。			
終期の設定 (例外を適用する場合にはその理由等)	障がい者の社会参加促進、就労を含めた社会復帰のための自動車活用支援であり対象者の人数は少ないが、基本的ニーズは変わらないため、助成は必要である。			
その他参考事項 (過去の見直しの経過等)	平成20年度から対象者の所得制限を市県民税非課税世帯に属するものに変更した。			